

報 道 発 表

平成 20 年 7 月 18 日
関 東 財 務 局

平成 19 年度有効利用化財産の処理実績について

1 概 要

財務省では、平成 10 年度から 12 年度にかけて、国有財産の効率的な使用を更に徹底し、処分を促進するため、各省各庁が所管している行政財産等について、使用状況実態調査を実施した。この結果、より有効に利活用する必要があると認められた財産（以下「有効利用化財産」という。）については、毎年度、各省各庁が策定した処理計画の進捗状況等のフォローアップを行い、その処理促進に努めているところである。

今般、有効利用化財産について、平成 19 年度の処理実績を取りまとめたことから、公表するものである。

2 平成 19 年度の処理実績

（単位：件、千㎡、億円）

区 分	件数	面積	台帳価格
国の利用	22	83	135
国以外利用	115	408	360
うち売払	97	368	266
合 計	137	491	495

以上のとおり、有効利用化財産の処理を促進し、台帳価格にして 495 億円の処理を行った。

【問い合わせ先】

関 東 財 務 局 管 財 第 1 部 特 別 ・ 統 括 国 有 財 産 監 査 官
直 通 0 4 8 - 6 0 0 - 1 1 9 5

（ホームページアドレス <http://www.mof-kantou.go.jp/> ）

(参 考)

行政財産等の使用状況実態調査の概要

1. 対象財産

各省各庁が所管する以下の財産が対象。

- (1) 一般会計及び特別会計所属の行政財産（公用財産、企業用財産）
- (2) 特別会計所属の普通財産（特定国有財産整備特別会計を除く）
- (3) 国有建物の敷地として借り上げている民公有地

2. 対象財産の判定等

- (1) 調査対象財産の全件について使用状況等を調査し、その結果、以下のいずれかに該当したものを「より有効に利活用する必要が認められる財産」として判定。
 - イ 国の事務、事業の用に供されなくなったことにより現在未使用となっているもの、又は調査時点で使用されているが、当該使用官署において将来未使用となることが確実に見込まれるもの
 - ロ 施設の適正規模、容積率等からみて敷地の利用度が低く、施設の現況（配置、老朽度）から当該施設を集約立体化し、又は他の施設に統合する必要があるもの
 - ハ 周辺の様況及び施設の機能からみて現在地にあることが必ずしも適当と認められないもので、これを他に移転再配置し、その跡地を他の用途に転用することが適当と認められるもの
- (2) 「より有効に利活用する必要が認められる財産」について、各省各庁と調整のうえ、以下に区分し、効率的な利用を図るための処理計画を策定。
 - イ 「国の利用」……引き続き国が利用することが適当と認められるもの
 - ロ 「国以外の利用」……国以外の者が利用することが適当と認められるもの

(参考)

平成19年度有効利用化財産の処理実績

関東(単位:件、千㎡、億円)

行政財産等の使用状況実態調査の結果に基づいて策定された有効利用化財産の処理計画				19年度中に処理がなされた財産			11年度から19年度末までの処理累計		
区分	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
国の利用	560	5,572	4,636	22	83	135	330	4,535	2,137
国以外の利用	2,436	4,953	8,209	115	408	360	1,772	3,872	6,834
売払	1,697	3,702	5,388	97	368	266	1,127	2,674	3,949
借上解消	255	232	—	14	7	—	205	179	—
出資	377	872	2,731	—	—	—	377	872	2,731
その他	107	146	89	4	33	94	63	147	154
合計	2,996	10,525	12,846	137	491	495	2,102	8,407	8,971

(注) 1. 処理に当たっては、区分の変更(例えば国の利用から国以外の利用や売払いから交換に変更する場合など)や財産の分割、台帳価格の改定等を行っているが、処理計画欄はこうした計数を加味した変更後の計数である。

2. 「国の利用」とは、引き続き国が利用することが適当であると認められた財産である。

3. 「国以外の利用」とは、国以外の者が利用することが適当と認められた財産で、「売払」は国以外の者への売払いを、「借上解消」は行政の用に借上中である民公有地の借上げの解消を、「出資」とは独立行政法人へ出資をすることが適当であると認められる財産である。なお、「その他」は、「交換」、「譲与」、「使用許可」である。

4. 「19年度中に処理がなされた財産」とは、処理計画に基づいて処理がなされたもの、行政財産の用途が廃止され財務省に引き継がれたもの等である。